

消費税（国税）・地方消費税（県税）

消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税です。

ほぼ全ての国内における商品の販売、サービスの提供等を課税対象とし、取引の各段階ごとに標準税率10%（うち2.2%は地方消費税）、軽減税率8%（うち1.76%は地方消費税）の税率で課税されます。

消費税は、事業者負担を求めものではありません。税金分は事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて、次々と転嫁され、最終的に商品を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担することになります。

生産、流通の各段階で二重、三重に税が課されることのないよう、課税売上に係る消費税額から課税仕入に係る消費税額を控除し、税が累積しない仕組みとなっています。

不動産については、家屋の譲渡、仲介手数料、建築工事費等は課税の対象とされ、土地の譲渡と貸付け、居住用家屋の貸付けについては、原則として非課税とされていますが、次のような場合には課税されます。

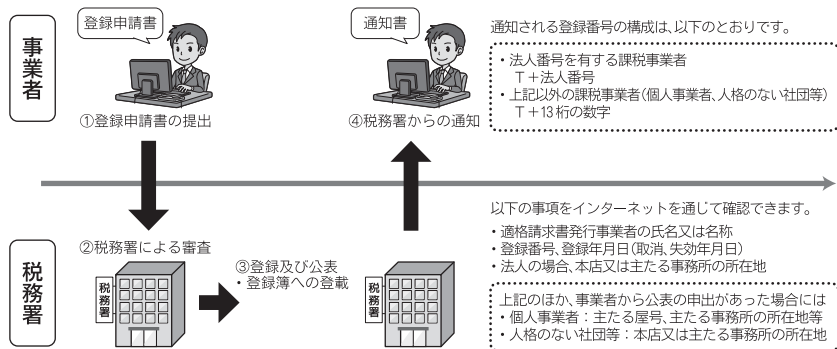
1. 駐車場として地面の整備やフェンス・区画等の設置を行っているものを貸す場合の地代（駐車場使用料：土地の貸付けでなく、施設の貸付けとなるため）
2. 貸付期間が1月に満たない一時使用の土地又は居住用家屋の貸付け
3. 事業用建物の賃貸借契約の締結や更新に伴う保証金、権利金、敷金又は更新料などのうち、返還しないもの

■インボイス制度の概要

消費税率は上記のとおり標準税率10%と軽減税率8%に分かれていますが、これらの複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が開始されています。

適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」といいます）を提出し、登録を受ける必要があります。

■申請から登録までの流れ



■免税事業者の登録手続

免税事業者が適格請求書発行事業者としての登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

経過措置の適用を受けて適格請求書発行事業者となった場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者になることはできません。(登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間である場合を除きます。)

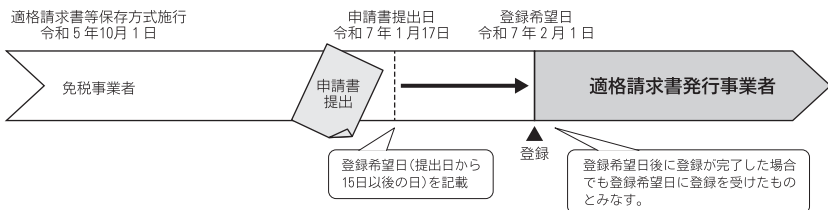
基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除されますが、適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の納税義務は免除されません。

登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

1. 登録日が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間の場合（経過措置の適用を受ける場合）

経過措置の適用により、適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出日から15日以後の登録を受ける日として事業者が希望する日（以下「登録希望日」といいます）を記載します。登録希望日に記載した場合、その登録希望日後に登録がされたときは、当該登録希望日に登録を受けたものとみなされます。

【例①】 令和7年2月1日を登録希望日として登録申請手続を行う場合



2. 登録日が上記の課税期間以降の場合（上記経過措置の適用を受けない場合）

「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに、課税事業者となる課税期間の初日から起算して15日前の日までに登録申請書を提出します。

【例②】 個人事業者や12月決算の法人が、課税事業者となる課税期間の初日である令和12年1月1日から登録を受ける場合

⇒ 消費税課税事業者選択届出書を提出するとともに、登録申請書を令和11年12月17日*までに提出する。

※ 課税事業者となる課税期間の初日(令和12年1月1日)から起算して15日前の日

■中小事業者等に対する特例措置

1. 免税事業者

その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、「免税事業者」といい、納税の義務が免除されます（納税の義務がある事業者は「課税事業者」といいます）。

ただし、基準期間がない法人のうち、事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の新設法人の設立当初2年間については、納税義務を免除しないこととされています。

また、基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、その課税期間の前年の1月1日（法人の場合は前事業年度開始の日）から6か月間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えた場合は、課税事業者となります。

なお、特定期間の課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

※ その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、適格請求書発行事業者の登録を受けている場合には、納税義務は免除されません。

このほか、免税事業者が「消費税課税事業者選択届出書」を事前に所轄税務署に提出することによって課税事業者となることがありますが、その後、少なくとも2年間は免税事業者となることはできません。また、「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者は、課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れを行い、かつ、その仕入れた日の属する課税期間の確定申告を一般課税で行う場合には、調整対象固定資産の課税仕入れを行った日の属する課税期間の初日から原則として3年間は、免税事業者となることはできず、2年間は「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出をすることもできません。

2. 簡易課税制度

課税事業者が、「消費税簡易課税制度選択届出書」を事前に所轄税務署長に提出し、その選択した課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者のみ適用できます。

なお、簡易課税制度を選択した場合は、2年間継続する必要があります。

$$\text{課税売上げに係る消費税額(売上税額)} - \left[\text{売上税額} \times \text{みなし仕入れ率} \right] = \text{消費税額}$$

$$\text{売上税額} = \left[\text{標準税率の対象となる課税売上高} \times 7.8\% \right] + \left[\text{軽減税率の対象となる課税売上高} \times 6.24\% \right]$$

$$\text{消費税額} + \left[\text{消費税額} \times \frac{\text{地方消費税率}}{22/78} \right] = \text{納付税額}$$

みなし仕入れ率

第1種事業（卸売業）	90%
第2種事業（小売業）	80%
第3種事業（製造業等）	70%
第4種事業（その他）	60%
第5種事業（サービス業等）	50%
第6種事業（不動産業）	40%

※ 2種類以上の事業を営んでいる場合は、原則として、課税売上高を事業の種類ごとに区分し、事業種類ごとの課税売上高に係る消費税額にそれぞれのみなし仕入れ率を掛けて計算します。

■申告期限と納税

1. 個人の事業者は、1月1日から12月31日までの分を翌年の3月31日までに税務署に申告して納めます。
2. 法人は、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に税務署に申告して納めます。

特別土地保有税（市町村税）

土地の供給や地価の抑制を、税制面から促進しようという意図から設けられた税金ですが、平成15年度以降、当分の間、新たな課税は行わないことになりました。